

白川村教育委員会いじめ防止等専門委員会

平成29年 4月 1日

| | | |
|---------------------|--|---|
| 設置の根拠法令等 | 法令等名 | 白川村いじめ防止等対策推進条例 白川村いじめ防止等対策推進条例施行規則 |
| 設置年月日 | 平成29年4月1日 | |
| 審議内容 | 本専門委員会は、村長部局、村教育委員会、村立白川郷学園・白川村立保育園と連携し、いじめ防止等のための対策を実行的に行う。 | |
| 委員任期 | 2年間 | |
| 委員数（定数） | 5人（5人以内） | |
| 会議の公開の可否 （非公開理由） | 一部公開 （重大事態発生時の調査等に関わる内容を審議する場合には、個人情報が含まれるため。） | |
| その他 | 特になし | |
| 事務局 | 担当名 | 教育委員会事務局 学校教育係 |
| | T E L | 05769-6-1311 |
| | F A X | 05769-6-0016 |
| | E-mail | @vill.shirakawa.lg.jp |
| | 村 HP の URL | http://shirakawa-go.org |

- 1 専門委員会の開催は、定期開催（年2回程度）と重大事態発生時の緊急開催とする。
- 2 出席者は、委員（5人）と村長、教育長、教育委員会事務局長および担当とする。
- 3 報告対象者は、村長。委員会運営は、教育委員会事務局が行う。